平成３０年（フ）第１３号
沖縄県浦添市沢岻２丁目14番１―202号　上間荘
債務者　島袋　好子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１８号
沖縄県那覇市字大道95番地８　ロイヤルパレス大道505
債務者　西亦レイこと　ＣＨＥＮ　ＬＩＮＧＹＩ　謎　　凌怡（旧姓西亦）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２５号
沖縄県那覇市識名１丁目19番28号　小渡アパート303
債務者　亀川　榮子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２７号
沖縄県那覇市安里２丁目７番14―603号　ローズマンション安里、住民票上の住所沖縄県島尻郡与那原町字上与那原298番地の７
債務者　津波古宗利
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６号
京都市山科区川田山田15番地22
債務者　大阪　淳一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
京都市南区唐橋経田町40番地　マークスゲート京都サウス627号
債務者　宇野　健次
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1034番地１　ガーデンハウス205号
債務者　清水　綾乃（旧姓鳥越）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１８号
福岡県うきは市浮羽町高見486番地、前住所埼玉県朝霞市根岸台６丁目３番37号　スペシアス108
債務者　岩下　健一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２３号
佐賀市大和町大字久池井1863番地　カーサリッキー202号
債務者　宮崎　幸男
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２９年（フ）第１２３号
北海道室蘭市日の出町１丁目19番１号、前住所北海道室蘭市中島町２丁目15番１号
破産者　森川　皓生
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
北海道小樽市朝里３丁目５番８号　ムブレ朝里Ⅰ106、前住所北海道小樽市最上２丁目11番6303号　最上団地６号棟
破産者　藤元　直哉
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２６号
北海道小樽市朝里３丁目５番８号　ムブレ朝里Ⅰ106、前住所北海道小樽市最上２丁目11番6303号　最上団地６号棟
破産者　藤元　菜摘
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２７号
北海道小樽市銭函１丁目28番５号
破産者　櫻井　年長
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２８号
北海道小樽市銭函１丁目28番５号
破産者　櫻井　留美
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２４号
北海道名寄市西３条南３丁目１番地３
破産者　河村　　清
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第５７号
宮城県角田市神次郎字上中田32番地
破産者　庄司テル子
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第８１号
福島県会津若松市館馬町11番39号　コーポかりん101号室、前住所福島県会津若松市五月町５番地　県営住宅１棟９号
破産者　小椋　　昇
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
福島県会津若松市門田町大字中野字大道西42番地の１、前住所愛知県常滑市樽水字三反田71番地の１　グリーンエイト　105号
破産者　菅野ルミ子
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係